

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成30年3月30日

新潟県人事委員会

委員長 鶴 巻 克 恕

**新潟県人事委員会規則第6-1819号**

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

期末手当及び勤勉手当に関する規則（規則第6-224号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改 正 後			改 正 前		
<b>別表第1</b>			<b>別表第1</b>		
給料表	職 員	加算割合	給料表	職 員	加算割合
(略)			(略)		
教育職給料表(三)	職務の級4級の職員	100分の15(委員会が別に定める職員にあつては100分の20)	教育職給料表(三)	職務の級4級の職員	100分の15(委員会が別に定める職員にあつては100分の20)
	<b>職務の級3級の職員(副校長の職を占める職員に限る。)</b>	<b>100分の15</b>			
	(略)	(略)		(略)	(略)
(略)			(略)		

**附 則**

この規則は、平成30年4月1日から施行する。